

令和8年度 第70回上下水道事業審議会資料

投資・財政計画(財政シミュレーション)

見直しについて

令和8年6月29日

京丹後市上下水道部



1 見直しに当たっての前提条件

●収益的収支

<収益的収入>

①水道料金

京丹後市人口ビジョンの社人研データを採用する（有収水量、配水量、給水人口）。

近年の有収水量の状況から減少額を試算する。

供給単価：R5→近年の決算値187.4円とする。

有収水量に供給単価を乗じて水道料金を試算した。

②その他営業費用

・一般会計負担金（消火栓管理分）のため、水道料金改定の場合は変更する。

基数はR7末の3,243→3,242基とし、6,000円×基数とする。

6,000円：基本料金1,009円×12か月×1/2

・手数料3,386千円 →19,452千円 + 3,386千円 = 22,838千円

③繰入金

基準内繰入 + 過疎債償還利息分として試算する。

④長期前受金戻入

国庫補助金分 建設改良の見込みから試算する。

管渠工事に対するものは40年、施設に対するものは15年で収益化する。

加入金 加入金計上分を見込む。単年度収益化とする。

メーター購入分の財源とし、8年での収益化とする。

元金に対する収益化分 元金に対する繰入額及び収益化可能額より試算する。

⑤その他営業外収益

過去平均の2,200千円とする。 受取利息1,600千円、その他2,000千円とし、総額3,600千円とする。

⑥特別利益

統廃合が発生した場合に計上とする。

1 見直しに当たっての前提条件

●収益的収支

<収益的支出>

①人件費

R7より給与10%upとする。→R8予算を基準額とする。R13から1人減とする。

人事院勧告 R2:0.23%、R3:2.7%、R4:2.76% 3年間平均 1.9%上昇とする。

原水 職員5人、配水 職員9人、会計年度任用職員2人、業務 職員2人、総係 職員3人

	職員	会計年度任用職員
原水	7人	
配水	6人	1人
業務	3人	2人
総係	3人	

②動力費

R6決算見込→R8予算を基準とし、配水量の減少と物価上昇率2%を見込み計上する。

③光熱水費

R6決算見込→R8予算を基準とし、物価上昇率2%を見込み計上する。

④通信運搬費

施設の通信費が物価上昇により増となる可能性があるため、R6決算見込→R8予算から1%増とする。

⑤修繕費

R6決算見込→R8予算を基準とし、物価上昇率2%として計上する

⑥路面復旧費

R6決算見込→R8予算を基準とし、日銀の目標物価上昇率より上昇率2%とする。

⑦薬品費

R6→R8予算を基準とし、配水量の減少と物価上昇率2%を見込み計上する。

⑧委託料

R6決算見込→R8予算を基準とし、日銀の目標物価上昇率より上昇率2%とする。

⑨その他（一般管理費）

R6→R8予算を基準とし、物価上昇率1%として計上する。

⑩支払利息

管渠分 据置5年+償還25年 利率1.4%→2.0%で試算

施設分 据置3年+償還12年 利率1.4%→2.0%で試算

⑪その他（営業外費用）

過年度損益修正損分のため、R6予算とする。

消費税雑支出分として計上する。

⑫減価償却費

建設改良費の見込みから試算する。

⑬資産減耗費

建設改良に伴う除却として計上する。15,000千円

⑭特別損失

統廃合が発生した場合に計上とする。

経費削減に対する考え方

- ・隔月請求（R8下半期→R9から）

委託料、通信運搬費、印刷製本費、公金取扱手数料

- ・施設統廃合（廃止年度）

R7 磯、新町

R8 生野内

R9 三重 → 営

R10 営、郷 → R14 郷、三重

R13 松ヶ崎、俵野 → R12 松ヶ崎、俵野

R16 奥大野

R18 森本、竹野川、五十河、久住、筆石、八木、

等楽寺、吉野 → なし

委託料、動力費、光熱水費、薬品費、その他

1 見直しに当たっての前提条件

●資本的収支

<資本的収入>

①加入金

R3、R4、R5の平均値12,000千円とする。

②企業債

建設改良費の財源のうち、国庫補助金以外分とする。

施設改良分のうち、30,000千円のみ単費とする。→全額企業債対応とする。

③補助金

・国庫補助金

統廃合事業や更新事業に社会資本整備総合交付金を最大限活用するよう試算する。

耐震化事業として、管路更新のうち100,000千円を補助対象とし、1/4の補助率とする。

統廃合事業について1/3の補助率とする。

・一般会計補助金

元金償還に対する繰入分を試算する。総務省基準に基づくものに加え、過疎対策債の交付税分を繰入れる。

④出資金

R6繰越分まで中野水系配水池分を計上する。

⑤工事分担金

なし

⑥固定資産売却代金

0とする。

1 見直しに当たっての前提条件

●資本的収支

<資本的支出>

①事務費（人件費）

なし

②事務費（その他）

なし

③固定資産取得費（メーター費他）

メーター交換は7年おきにしているため、7年周期の金額とする。→10,000千円/年とする。

膜の交換をR9まで計画的に実施しているため、R9までは近年の平均27,000千円、その後は10,000千円とする。→8,000千円とする。

④建設改良費 全体総額を4～5億とする。

- ・管渠布設替（耐震化、他事業関連含む）

200,000千円とする。→280,000千円とする。

- ・下水関連

未普及対策工事を実施しているR12まで100,000千円とする。

- ・施設改良

150,000千円とする。 → 70,000千円とする。

機械及び装置のうち、耐用年数を超えている施設が半数ほどあり、統廃合施設を除いても今後の更新に2.9億/年必要であるが、水道事業として実施可能な金額とする。

近年の執行状況より、実施可能な金額とする。

- ・統廃合

アセットマネジメント計画に基づく金額とする。10年間の総額約20億円。

計画変更あり。

- ・木津地区浄水場施設整備R8～R12 546,730千円
- ・浄水処理施設整備事業R8～R11 397,000千円
- ・郷、三重 R13～R14 226,000千円
- ・奥大野 R14～R16 225,000千円
- ・中央監視更新R9、R10 500,000千円

⑤償還元金

管渠分 据置5年＋償還25年 利率1.4%→2.0%で試算

施設分 据置3年＋償還12年 利率1.4%→2.0%で試算

資産維持費： 水道施設の計画的な更新等の原資として内部留保されるべき額であり、維持すべき資産に適正な率を乗じて算定した額とする。

資産維持費 ＝ 対象資産 × 資産維持率 とされている。

資産維持率は３％が標準とされている。

<本市の状況>

京丹後市では、施設が多く、管路が長いため、有形固定資産が大きく出るため、資産維持率を３％とする
と資産維持費が多額となる。

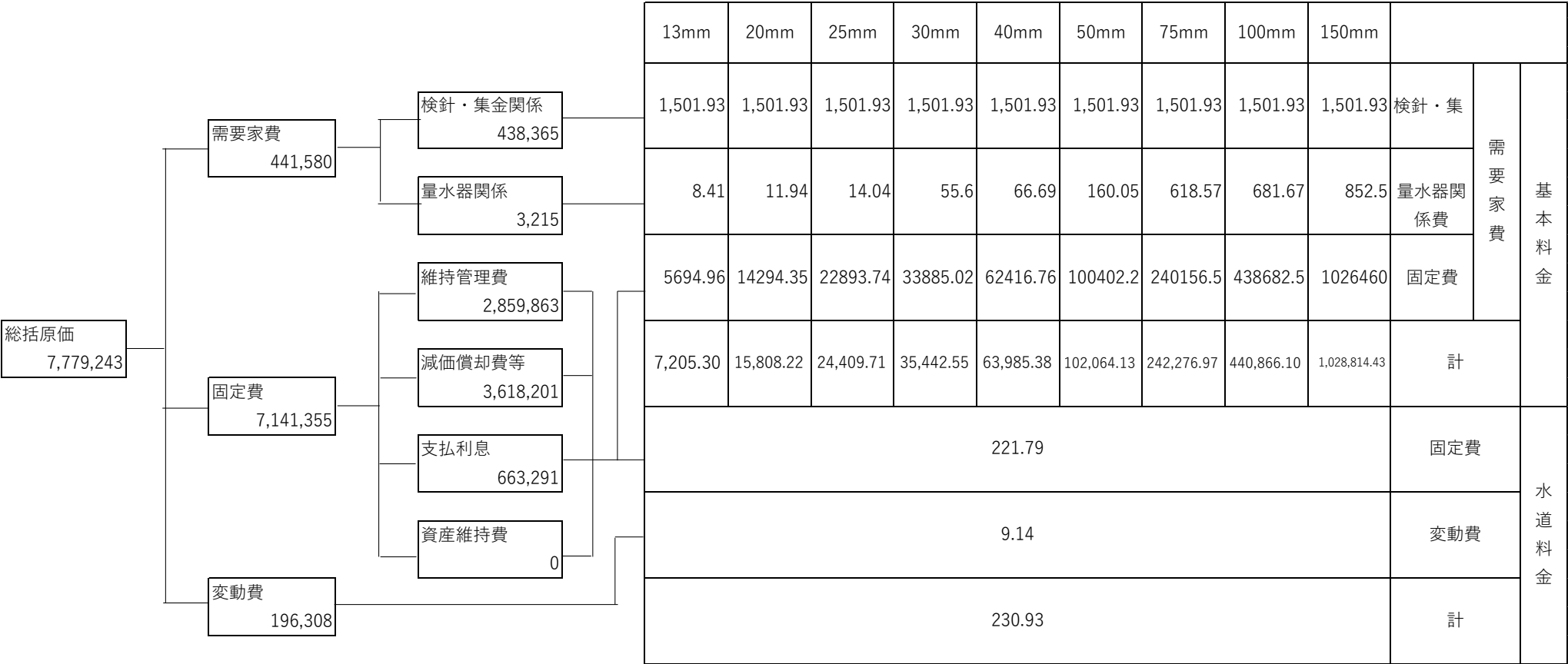
※建設改良事業は国庫補助金と企業債を活用して事業を行っており、最小限の自己資金を活用する予定と
している。

※R9～R33の25年間では（経営戦略の財政シミュレーションによる）建設改良費 約20億円、減価償却費
約25億円となっており、内部留保資金を確保できている。

3 水道料金の算定

配布原価の集計 資産維持費0%の場合

分解された費用別総括原価を準備料金（固定的な料金：基本料金）と水量料金（変動的な料金：従量料金に該当）に配分



料金算定期間における給水収益の比較
R9-R13

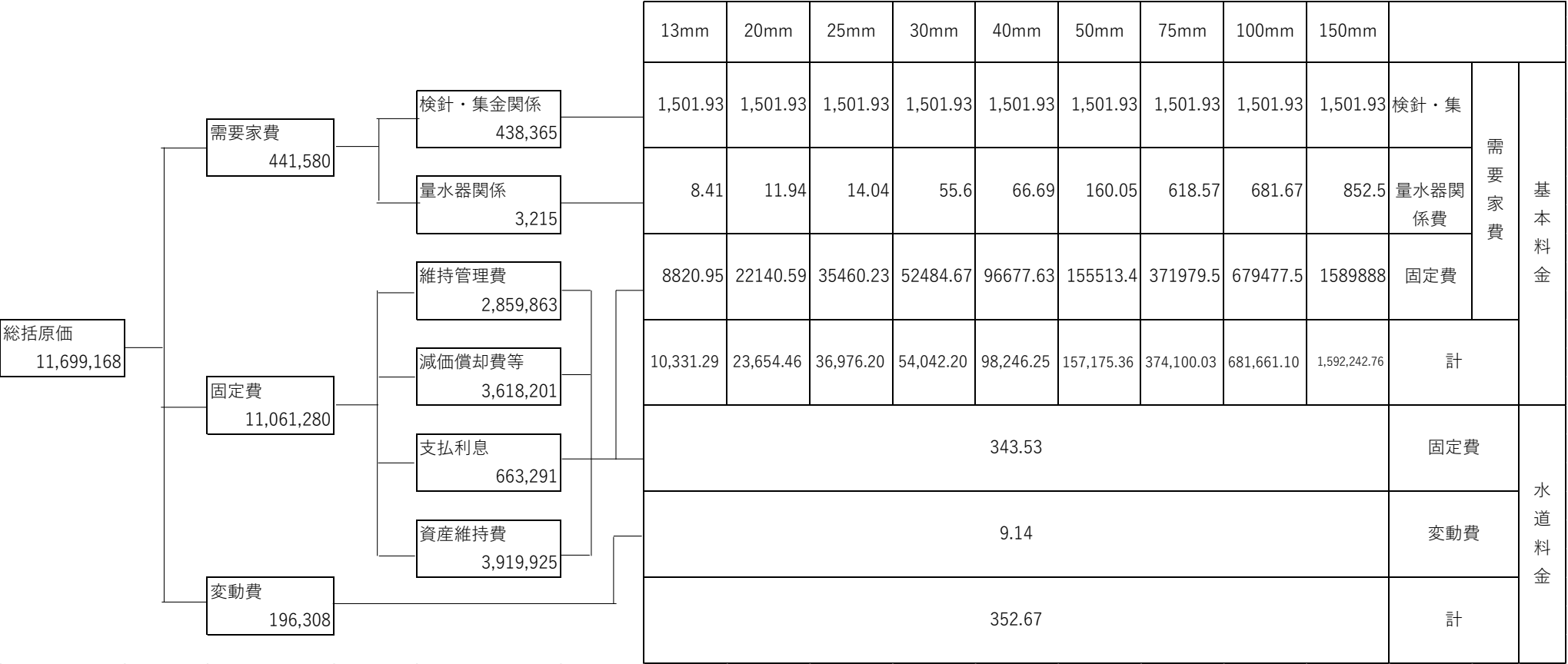
	現行料金体系	資産維持費0%での料金体系
基本料金	1,218,664 千円 24.6%	2,819,651 千円 36.3%
従量料金	3,735,255 千円 75.4%	4,959,592 千円 63.8%
給水収益合計	4,953,919 千円	7,779,243 千円
平均改定率	—	57.0%

料金改定率 57.0%
基本料金による収益 24.6%から36.3%へ増加

3 水道料金の算定

配布原価の集計 資産維持費3%の場合

分解された費用別総括原価を準備料金（固定的な料金：基本料金）と水量料金（変動的な料金：従量料金に該当）に配分



料金算定期間における給水収益の比較

R9-R13

	現行料金体系	資産維持費3%での料金体系
基本料金	1,218,664 千円 24.6%	4,124,986 千円 35.3%
従量料金	3,735,255 千円 75.4%	7,574,182 千円 64.7%
給水収益合計	4,953,919 千円	11,699,168 千円
平均改定率	—	136.2%

料金改定率 136.2%
基本料金による収益 24.6%から35.3%へ増加